

メイド・イン上越認証事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 メイド・イン上越の認証（第3条—第13条）

第3章 地域の継承品の指定（第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が独自の技術若しくは発想又は地場の産品を活用して開発し、及び製造する商品のうち優れたものを「メイド・イン上越」として認証し、又は登録し、当該商品の情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進等を行うことにより、地域産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次に掲げる人及び団体をいう。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 主として前号の中小企業者により組織される団体
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、市内に事業所を有する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (4) 前3号に該当しない人及び団体のうち、市内に本社及び次条に規定する商品の製造工場を有する人及び団体
- (5) その他前各号に掲げる人及び団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体

第2章 メイド・イン上越の認証

（認証の対象商品）

第3条 認証の対象となる商品は、次条に定める認証の申請を行うことができる人及び団体が開発し、及び製造する工業製品又は特産品のうち、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 工業製品 完成品でブランドとなり得る製品
- (2) 特産品 新たな市場の開拓を目指す商品

（認証の申請を行うことができる人及び団体）

第4条 認証を申請することができる人及び団体は、中小企業者等で、市税を完納しているものとする。

(認証の申請等)

第5条 メイド・イン上越の認証を受けようとする人及び団体（以下「申請者」という。）は、メイド・イン上越認証申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工業製品 事業計画書（工業製品）（第2号様式）
- (2) 特産品 事業計画書（特産品）（第3号様式）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を調査し、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号）に基づき設置するメイド・イン上越認証等審査委員会（工業製品）及びメイド・イン上越認証等審査委員会（特産品）（以下「メイド・イン上越認証等審査委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

3 メイド・イン上越認証等審査委員会は、申請の内容について審査を行い、メイド・イン上越の認証の可否を決定し、その内容を市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告があったときは、認証を可とされた申請者（以下「認証事業者」という。）に対し、別に定めるメイド・イン上越認証書（以下「認証書」という。）を交付するものとする。

(認証に伴う市の支援措置)

第6条 認証した商品（以下「認証品」という。）を販売する認証事業者は、別に定めるメイド・イン上越認証ロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」という。）を当該認証品の包装等に表示することができる。

2 市長は、認証品の販売を促進するため、認証事業者に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 認証品の情報等の積極的な周知
- (2) 商談会等の開催案内及び参加に向けての支援
- (3) 特産品にあつては、市が設置する販売所における消費者への販売

3 市は、認証品を優先的に調達するよう努めるものとする。

(認証の有効期間等)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日以後3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証事業者の責務等)

第8条 認証事業者は、市が認証した商品であることを認識し、この要綱に定める事項を誠

実に遵守するとともに、次に掲げる事項について適切な実施に努めるものとする。

- (1) 認証品について、消費者及び流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- (2) 認証品の計画的な生産、販売及び円滑な流通体制の整備に努めること。
- (3) 品質を維持するため、生産、製造、流通及び販売における管理方法を徹底すること。
- (4) メイド・イン上越の効果的な情報発信に向けて、他の認証事業者と連携し、協力すること。

2 認証事業者は、市長が前項各号に掲げる事項の実施に係る必要な報告を求め、又は現地調査を行うときは、これに協力するものとする。

3 認証品の生産、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、市及びメイド・イン上越認証等審査委員会は一切の責任を負わないものとし、認証事業者は事故等の解決を図るため、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

4 認証事業者は、事故等の内容及び解決のために講じた措置について、遅滞なく市長に報告するものとし、一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。

5 前項に定めるもののほか、認証事業者は、市長から認証品に関する事故等について通知を受けたときは、これに誠意をもって対応し、その状況を市長に報告しなければならない。
(認証内容の変更届出)

第9条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、メイド・イン上越認証内容変更届出書（第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者名又は氏名若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 認証品の商品名を変更したとき。
- (3) 認証品の生産、製造又は販売を廃止し、又は中止したとき。
- (4) 認証品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき。
- (5) 認証品の製造方法、原材料、内容量等を変更したとき。
- (6) 認証品の品質管理体制に変更が生じたとき。
- (7) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認証の更新)

第10条 認証事業者は、認証の有効期間の満了後に引き続き当該認証を受けようとするときは、市長が指定する期日までに、メイド・イン上越認証更新申請書（第5号様式）に、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工業製品 事業計画書（工業製品）（第6号様式）

(2) 特産品 事業計画書（特産品）（第7号様式）

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による認証の更新の手続について準用する。

（実績報告）

第11条 認証事業者は、メイド・イン上越認証品実績報告書（第8号様式）により市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

（認証後の調査及び改善の指示）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、認証事業者に対して認証内容に係る報告を求め、又は販売施設等へ立ち入り、若しくは認証に係る書類その他の状況を調査することができる。

2 市長は、第9条の規定による届出又は前条の報告があった場合において、認証品の改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うことができる。

（認証の取消し）

第13条 市長は、認証事業者が次のいずれかに該当する行為をしたときは、その認証を取り消すことができる。

(1) 認証の取消しの申請があったとき。

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(3) 認証品の生産、製造又は販売を中止し、又は廃止したとき。

(4) その他メイド・イン上越認証制度の運用に重大な支障を来す行為又は認証品の信用を著しく損なう行為があったとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項第1号の申請は、メイド・イン上越認証取消申請書（第9号様式）により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により認証を取り消したときは、メイド・イン上越認証取消通知書（第10号様式）により、認証事業者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた認証事業者は、速やかに認証書を市長に返還するとともに、既に認証ロゴマークを表示した商品の販売について市長と協議し、その指示に従わなければならない。

第3章 地域の継承品の指定

第14条 市長は、上越地域において、その製法が戦前から受け継がれている同種の加工品の一群であって、当該地域固有の特徴を有すると認められるものをメイド・イン上越（地

域の継承品) (以下「地域の継承品」という。)として指定する。

- 2 地域の継承品は、メイド・イン上越認証等審査委員会の審査の上、指定するものとする。
- 3 市長は、指定した地域の継承品を地域で長年、親しまれてきた商品群として市民及び観光客等に認知されるよう周知するものとする。

第4章 雑則

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月31日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月16日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年12月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条及び第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある認証について適用し、同日前に申請のあった認証については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある認証について適用し、同日前に申請のあった認証については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後のメイド・イン上越認証事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

メイド・イン上越認証申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

メイド・イン上越認証事業実施要綱第5条の規定により、メイド・イン上越の認証を受けたいので、事業計画書等を添えて次のとおり申請します。

1 商品名 _____

2 添付書類

- (1) 直近2期分の決算書の写し
- (2) 食品衛生監視票（食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく営業許可が必要とされている業種のみ）
- (3) 新潟県食品の指導基準に設定されている一般細菌数その他の汚染指標菌及びサルモネラその他の食中毒菌の項目別の検査結果
- (4) 納税状況の確認に係る承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団の活動において認証を受けるものではありません。
- (2) 認証により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、又は認証を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第5条関係）

事業計画書（工業製品）

1 申請者の概要

フリガナ				
事業者名				
氏名フリガナ				
代表者の 役職・氏名				
主たる事業所又は 本店の所在地	〒			
	TEL		FAX	
上越市内の事業 所所在地	〒			
	TEL		FAX	
担当者	所属・役職		氏名	
	TEL		E-mail	
事業者概要	設立年月日 (事業開始 年月日)		ホームページ URL	
	資本金又は 出資金(会 社のみ)	千円	従業者数	名 (上越市内の事業所 名)
	業種	(日本標準産業分類の中分類により記入)		
	事業内容			
	主要製品			
主要取引先				

2 製品名等に関すること

製品名	
発売年月日	年 月 日
研究開発等で活用した補助制度の名称	

3 製品の特長及び優位性等

製品の写真及び特徴 (250字程度)	
優位性	
販売価格(税抜き)	
販売ターゲット	(ターゲットとしている消費者層や販路など流通販売における考え方を記載)

4 信頼性

品質管理	(品質を維持するための生産、製造、流通及び販売における管理方法について記載)
消費者・取引先から安全・安心についての信頼を得るための取組	(苦情、事故対応など安全に関する社内等での責任体制や、トレーサビリティ、情報公開など消費者に対して信頼性を確保するための取組について記載)

5 市場性

製品の供給可能量	
消費者、取引先の評価	(消費者、取引先からの評価や支持されている項目、ポイントを記載)
主要な販売先及び販売量、販売額	(販売チャネルについて、取り扱っている店舗、業者について記載)

6 波及効果

地域産業への波及、地域貢献の取組	
------------------	--

7 その他

事業計画及び将来性	(今後3年間の生産量、販売量、販売額の予想(目標)を数値での記載及び長期的な計画や考え方について記載)
主な受賞歴等	(受賞製品、賞の名称、受賞時期などを記載) (ISOの種類、認証時期などを記載)

注：この様式に記入できない場合、別紙様式（任意）を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

事業計画書（特産品）

1 申請者の概要

フリガナ				
事業者名				
氏名フリガナ				
代表者の 役職・氏名				
主たる事業所又は 本店の所在地	〒			
	TEL		FAX	
上越市内の事業 所所在地	〒			
	TEL		FAX	
担当者	所属・役職		氏名	
	TEL		E-mail	
事業者概要	設立年月日 (事業開始 年月日)		ホームページ URL	
	資本金又は 出資金(会 社のみ)	千円	従業者数	名 (上越市内の事業所 名)
	業種	(日本標準産業分類の中分類により記入)		
	事業内容			
	主要商品			
	主要取引先			

2 商品名等に関すること

商品名				
発売年月日	年 月 日			
販売実績	年間販売数		年間販売額	

3 商品の特長及び優位性等

商品の特長 (250字程度)	
商品の写真及び食品一括 表示内容 (別紙添付可)	
賞味期限	
販売価格 (税抜き)	
優位性	(類似商品の有無及び違いを具体的に記載)
販売ターゲット	(ターゲットとしている消費者層や販路など流通販売における考え方を記載)

4 信頼性

製造体制	(該当する事項をチェック) <input type="checkbox"/> 自社一貫製造 <input type="checkbox"/> 一部製造委託 <input type="checkbox"/> 全工程委託製造 (委託製造内容：)
品質の維持及び向上	(品質の維持及び向上のため、特に気を付けている(力を入れている)事項を記載してください。)
消費者・取引先から安全・安心についての信頼を得るための取組	(苦情、事故対応など安全に関する社内等での責任体制や、トレーサビリティ、情報公開など消費者からの信頼を確保するための取組について記載)

5 市場性

商品の供給可能量及び時期	(該当する事項をチェック) 供給可能量： <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 年間 供給可能量 _____ 製造時期 : <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定 (月～ 月)
消費者、取引先の評価	(消費者、取引先からの評価や支持されている項目、ポイントを記載)
主な販売先	(申請商品の市内、県内、県外の販売先について記載)

6 地域性(上越らしさ)

地域資源等の活用、歴史、背景など	(申請品と上越市との関わり(原材料等地域資源や伝統的な技術の活用、上越市との地理的、歴史的及び文化的なつながりなど)について記載)
------------------	---

7 その他

今後広めていきたい販路	(今後広めていきたい販売先や方向性について記載)
主な受賞歴等	(受賞商品、賞の名称、受賞時期などを記載) (ISOの種類、認証時期などを記載)

注：この様式に記入できない場合、別紙様式(任意)を添付してください。

第4号様式（第9条関係）

メイド・イン上越認証内容変更届出書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

メイド・イン上越認証事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

認 証 品 名	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

第5号様式（第10条関係）

メイド・イン上越認証更新申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

メイド・イン上越認証事業実施要綱第10条の規定により、メイド・イン上越の認証の更新を受けたいので、事業計画書等を添えて次のとおり申請します。

1 商品名 _____

2 添付書類

- (1) 直近2期分の決算書の写し
- (2) 食品衛生監視票（食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく営業許可が必要とされている業種のみ）
- (3) 納税状況の確認に係る承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団の活動において認証の更新を受けるものではありません。
- (2) 認証の更新により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、又は認証を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第6号様式（第10条関係）

事業計画書（工業製品）

1 製品の概要

製品名	
販売価格（税抜き）	

2 信頼性向上に向けた取組内容

品質の維持及び向上に関して特に注意している取組内容	（品質の維持及び向上のため、特に気を付けている（力を入れている）事項を記載してください。）
---------------------------	---

3 販売促進に向けた取組内容

販売実績	（認証前の販売額）
	{ 認証後又は更新後1年目（ 年）の販売額 }
	{ 認証後又は更新後2年目（ 年）の販売額 }
	（上記の販売実績における増減等の要因）
製品の供給可能量の変化	（認証時又は更新時と現在の比較と要因）
認証後からこれまでの取引先の評価	（取引先からの評価や支持されている項目、ポイントを記載）
市場における地位	（国外、国内のシェア等）

4 将来性に関すること

今後の展開及び将来性	（長期的な計画や考え方について記載）
------------	--------------------

注：この様式に記入できない場合、別紙様式（任意）を添付してください。

第7号様式（第10条関係）

事業計画書（特産品）

1 商品の概要

商品名	
賞味期限	
販売価格（税抜き）	

2 信頼性向上に向けた取組内容

品質の維持及び向上に関して特に注意している取組内容	（品質の維持及び向上のため、特に気を付けている（力を入れている）事項を記載してください。）
---------------------------	---

3 販売促進に向けた取組内容

販売実績	（認証前の販売額）
	{認証後又は更新後1年目（ 年）の販売額}
	{認証後又は更新後2年目（ 年）の販売額}
	（上記の販売実績における増減等の要因）
商品の供給可能量の変化	（認証時又は更新時と現在の比較と要因）
認証後からこれまでの消費者、取引先の評価	（消費者、取引先からの評価や支持されている項目、ポイントを記載）
認証後、新たに増えた販売先	（申請商品の市内、県内、県外の販売先について記載）
認証後、上越らしさを訴求させるために工夫した内容	
その他、販売促進に向けて自ら努力した内容	（商品の改良、販路開拓など）

4 将来性に関すること

今後の展開及び将来性	(長期的な計画や考え方について記載)
------------	--------------------

注：この様式に記入できない場合、別紙様式（任意）を添付してください。

第8号様式（第11条関係）

メイド・イン上越認証実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

メイド・イン上越認証事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

認 証 品 名	
販 売 実 績	販売拡大に向けた取組
	販売量（前年比含む）
	販売額（前年比含む）
そ の 他	（販売実績における増減の要因や今後の販売拡大に向けた取組など）

第9号様式（第13条関係）

メイド・イン上越認証取消申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

メイド・イン上越認証事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり認証の取消しを申請します。

認 証 品 名	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

第10号様式（第13条関係）

メイド・イン上越認証取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

メイド・イン上越認証事業実施要綱第13条の規定により、メイド・イン上越の認証を取り消します。

認 証 品 名	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	